

2-4 運 営

分子科学研究所は、全国の大学共同利用機関としての機能をもつと同時に独自の研究・教育のシステムを有している。この項では、これらに関する研究所運営の組織とそれぞれの機能について説明する。

2-4-1 運営顧問

法人組織となって、法律上は分子科学研究所の属する自然科学研究機構の方にだけ研究と教育に関する教育研究評議会（機構外委員，機構内委員，約半数ずつ）が置かれるようになった。また、新たな組織として機構の経営に関する経営協議会（機構外委員，機構内委員，約半数ずつ）も機構に置かれるようになった。その影響で、法人化前に法律上、各研究所に置かれていた評議員会（所外委員のみから構成）や運営協議員会（所外委員，所内委員，約半数ずつ）は消滅した。各研究所では内部組織について法律上の規定はなく、独自の判断での設置が可能であるが、それらの内部組織はすべて所長の諮問組織となる。法人化前、研究所に置かれていた評議員会の主な機能は、所長選考、事業計画その他の管理運営に関する重要事項の検討であったが、法人化後、これらは基本的には法人全体の問題として、機構長・役員会が教育研究評議会・経営協議会に諮る事項になった。

自然科学研究機構では創設準備の段階から各研究所の自律性を保つことを基本原則として、機構憲章を作成した。その精神に基づき、上記の機能は法律上の組織だけに任せるのではなく、各研究所別に適切な内部組織を置くことになった。ただし、機能については、所長の諮問組織で審議するのは不適當なため、形式的には機構長の諮問組織的な位置付けで、その都度、各研究所別に大学共同利用機関長選考委員会を設置することにした。その委員は教育研究評議会と経営協議会の機構外委員も候補に加えて、機構外から機構長によって選ばれる。一方、機能については必要に応じて各研究所で適当な内部組織（所長の諮問組織）を構成することになった。その結果、分子科学研究所では運営顧問制度（外国人評議員に代わる外国人運営顧問も含む）を発足させた。第一期中期計画期間（2004年度～2009年度）の6年間の運営顧問は国内4名、海外2名で運用してきたが、第二期中期計画期間（2010年度～2015年度）の最初の3年間は、国際的な研究機関としての運営面を中心に諮問するため、海外2名で運用した。4年目となり、国内3名を新たに追加した。

運営顧問（2015年度）

齋藤 軍 治	名城大学教授
廣田 襄	京都大学名誉教授
増原 宏	(台湾)国立交通大学講座教授

外国人運営顧問（2015年度）

NAAMAN, Ron	イスラエル国ワイツマン科学研究所教授
ROSSKY, Peter J.	米国ライス大学自然科学研究部部长・教授

2-4-2 研究顧問

分子科学研究所では、法人化の前から所長が研究面を諮問するために研究顧問制度を導入している。第一期中期計画期間では国内3名の研究顧問が、所内の各研究グループによる予算申請ヒアリングに参加し、それぞれについて採点し、所長はその採点結果を参照しつつ各研究グループに配分する研究費を決定してきた。第二期中期計画期間は国際的な研究機関としての研究面を中心に諮問することとし、国外委員も追加することとした。現在の研究顧問は以下のとおりである。

研究顧問（2015年度）

FLEMING, Graham
柳田 敏雄

カリフォルニア大学バークレー校研究担当副学長
大阪大学教授

2-4-3 国際諮問委員

特定分野等に関し、国際的な著名研究者に依頼して諮問を受けることを2012年度後半より開始した。

HITCHCOCK, Adam P.
WALES, David
BERRY, R. Stephen

カナダマックマスター大学教授 放射光分野
英国ケンブリッジ大学教授 生命分子科学（理論）分野
米国シカゴ大学名誉教授

2-4-4 運営会議

運営会議は所長の諮問組織として設置され、現在は、所外委員10名、所内委員11名の合計21名の組織である。所外委員は、分子科学研究者コミュニティである関連学会から派遣される委員会組織の学会等連絡会議で候補が選出され、所長が決定する。所内委員は、研究主幹、研究施設長を中心として、所長が決定する。運営会議は教授会議と連携をとりながら所長候補、研究教育職員人事、共同研究、その他の重要事項について審議、検討する。所長候補者の検討は、大学共同利用機関長選考委員会から依頼を受けて運営会議で行われる。研究教育職員人事については、運営会議の中から選ばれた所外委員5名、所内委員5名で構成される人事選考部会の審議を運営会議の審議と見なす。一方、共同研究については、まず、運営会議の下に置かれた共同研究専門委員会で作成して、それについて運営会議で審議する。その他、共同研究以外の重要事項について運営会議の下に専門委員会を設定することが可能である。

運営会議委員（任期2014.4-2016.3）（：議長：副議長）

朝倉清高	北海道大学触媒科学研究所教授
大西洋	神戸大学大学院理学研究科教授
神取秀樹	名古屋工業大学大学院工学研究科教授
河野裕彦	東北大学大学院理学研究科教授
鈴木啓介	東京工業大学大学院理工学研究科教授
高田彰二	京都大学大学院理学研究科教授
田原太平	理化学研究所田原分子分光研究室主任研究員
寺寄亨	九州大学大学院理学研究院教授
水谷泰久	大阪大学大学院理学研究科教授
森初果	東京大学物性研究所教授
青野重利	岡崎統合バイオサイエンスセンター教授
秋山修志	協奏分子システム研究センター教授
魚住泰広	生命・錯体分子科学研究領域教授
大森賢治	光分子科学研究領域教授
岡本裕巳	光分子科学研究領域教授
加藤晃一	岡崎統合バイオサイエンスセンター教授
小杉信博	光分子科学研究領域教授
齊藤真司	理論・計算分子科学研究領域教授
山本浩史	協奏分子システム研究センター教授
横山利彦	物質分子科学研究領域教授

2-4-5 運営会議人事選考部会

分子科学研究所における研究教育職員候補者(教授,准教授,助教)は,専任,客員を問わず,全て公募による自薦,他薦の応募者の中から人事選考部会において選考する。また,平成23年度の年俸制導入によって特任准教授(若手独立フェロー)も人事選考部会で選考することになった。人事選考部会の委員は2年ごとに運営会議の所内委員5名と所外委員5名の計10名によって構成される。人事選考部会で審議した結果は運営会議の審議結果として取り扱われる。所長はオブザーバーとして人事選考部会に参加する。なお,人事が分子科学の周辺に広く及びかつ深い専門性を伴いつつある現状に対応し,人事選考部会は必要に応じて所内外から専門委員を加えることができる。また,助教候補者及び特任准教授(若手独立フェロー)の選考,岡崎統合バイオサイエンスセンター(分子研兼務)教授・准教授候補者の選考に関しては,それぞれ専門委員を含む小委員会,専門委員会を人事選考部会の下に置いている。人事選考部会の審議結果は部会長より所長に答申され,所長は教授会議(後述)でその結果を報告し,可否の投票等によって了解を得たうえで,最終決定する。

専任の教授,准教授を任用する場合には,まず教授会議メンバーによる懇談会において当該研究分野及び募集方針の検討を行い,それに基づいて作成された公募文案を人事選考部会,教授会議で審議した後,公募に付する。助教から准教授,准教授から教授への内部昇任は原則として認められていない。助教は6年を目途に転出することを推奨されてはいるが,法制化された任期があるわけではない。なお,平成11年1月から法人化直前の平成16年3月までに採用された助教(平成15年4月以前は研究系の助教だけ)には6年の任期(法制化された任期)と3年ごとの再任が規定されたが,法人化による見直しによって,6年の任期を越えて勤務を継続する場合は再任手続きを経たのち,任期のない助教に移行した。

人事選考部会委員(2014,2015年度)(:部会長)

神取 秀 樹 (名工大院教授)	魚 住 泰 広 (分子研教授)
田 原 太 平 (理研主任研究員)	岡 本 裕 巳 (分子研教授)
寺 崎 亨 (九大院教授)	加 藤 晃 一 (統合バイオ教授)
水 谷 泰 久 (阪大院教授)	齊 藤 真 司 (分子研教授)
森 初 果 (東大物性研教授)	山 本 浩 史 (分子研教授)

2-4-6 運営会議共同研究専門委員会

全国の大学等との共同利用研究は分子研の共同利用機関としての最も重要な機能の一つである。本委員会では,共同利用研究計画(課題研究,協力研究,研究会等)に関する事項等の調査を行う。半年毎(前,後期)に,申請された共同利用研究に対して,その採択及び予算について審議し,運営会議に提案する。

運営会議共同研究専門委員会の委員は,運営会議委員6名以内と運営会議の議を経て所長が委嘱する運営会議委員以外の者6名以内によって構成される。

運営会議共同研究専門委員会委員(2014,2015年度)(:委員長)

大 西 洋 (神戸大院教授)	岡 本 裕 巳 (分子研教授)
北 川 宏 (京大院教授)	小 杉 信 博 (分子研教授)
高 橋 聡 (東北大多元研教授)	鈴 木 敏 泰 (分子研准教授)
武 田 定 (北大院教授)	信 定 克 幸 (分子研准教授)
青 野 重 利 (統合バイオ教授)	古 谷 祐 詞 (分子研准教授)
魚 住 泰 広 (分子研教授)	

2-4-7 学会等連絡会議

所長の要請に基づき学会その他の学術団体等との連絡、運営会議委員各候補者等の推薦等に関することについて、検討し、意見を述べる。所長が議長を務める。

学会等連絡会議構成員（2015年度）

【所外委員】

（日本化学会推薦）

栗原和枝（東北大教授） 原田明（阪大院特任教授）
渡辺芳人（名大院教授）

（日本物理学会推薦）

首藤啓（首都大教授） 山本智（東大院教授）

（日本放射光学会推薦）

足立伸一（高工ネ機構教授）

（錯体化学会推薦）

伊東忍（阪大院教授）

（分子科学会推薦）

大内幸雄（東工大院教授） 小林昭子（日大上席研究員）

高橋聡（東北大教授） 菱川明栄（名大院教授）

松本吉泰（京大院教授） 吉澤一成（九大教授）

（日本生物物理学会推薦）

神取秀樹（名工大院教授）

【所内委員】

秋山修志（分子研教授） 魚住泰広（分子研教授）

小杉信博（分子研教授） 齊藤真司（分子研教授）

横山利彦（分子研教授）

2-4-8 教授会議

分子科学研究所創設準備会議山下次郎座長の申し送り事項に基づいて、分子研に教授会議を置くことが定められている。法人化の際も教授会議を継続することを決めた。所長が議長を務める。同会議は分子研の専任・客員の教授・准教授で構成され、研究及び運営に関する事項について調査審議し、所長を補佐する。所長候補者の選出に当たっては、教授会議に選挙管理人を置き、その指示に従い、教授会議は運営会議での選考経過も考慮しつつ独立に3名の候補者を選出し、運営会議に提案しその審議結果に対し教授会議として了承するかどうかを審議する。また、研究教育職員の任用に際しては人事選考部会からの報告結果を審議し、教授会議としての可否の投票を行う。

2-4-9 主幹・施設長会議

主幹・施設長会議は、所長の諮問に応じて研究所の運営等の諸事項について審議し、所長を補佐する。所長が議長を務める。そこでの審議事項の大半は教授会議に提案され、審議の上、決定する。特任助教（特別研究員）及びIMSフェロー等の選考を行う。主幹・施設長会議の構成員は各研究領域の主幹、研究施設の施設長等の教授で、所長が招集し、主催する。

2-4-10 各種委員会等

上記以外に次表に示すような“各種の委員会”があり、研究所の諸活動、運営等に関するそれぞれの専門的事項が審議される。詳細は省略する。

(1) 分子科学研究所の各種委員会

会議の名称	設置の目的・審議事項	委員構成	設置根拠等	実施日
点検評価委員会	研究所の設置目的及び社会的使命を達成するため自ら点検及び評価を行い研究所の活性化を図る。	所長，研究総主幹，研究主幹，研究施設の長，本部研究連携室の研究所所属の研究教育職員，技術課長，他	点検評価規則	2015.5.11~13, 10.7~10, 2016.3.2~4, 3.24~26
将来計画委員会	研究所の将来計画について検討する。	所長，研究総主幹，教授数名，准教授数名	委員会規則	-
放射線安全委員会	放射線障害の防止に関する重要な事項，改善措置の勧告。	放射線取扱主任者，研究所の職員 6 技術課長，他	放射線障害予防規則	2016.2.9
分子制御レーザー開発研究センター運営委員会	分子制御レーザー開発研究センターの運営に関する重要な事項。	センター長 センターの准教授 教授又は准教授 3 職員以外の研究者若干名	委員会規則	2016.3.17
極端紫外光研究施設運営委員会	研究施設の運営に関する重要な事項。施設利用の採択に関する調査。	研究施設長 研究施設の教授及び准教授 教授又は准教授 4 職員以外の研究者 7	委員会規則	2015.9.2, 2016.2.25
機器センター運営委員会	センターの管理運営に関する重要な事項。	センター長 センターの研究教育職員 センター以外の分子研の研究教育職員若干名 職員以外の研究者若干名	委員会規則	2015.8.28, 2016.2.22
装置開発室運営委員会	装置開発室の運営に関する重要な事項。	(原則) 室長 研究教育職員 8 技術職員若干名 所外の研究者及び技術者若干名 技術課長	委員会規則	2015.10.7
安全衛生委員会	安全衛生管理に関する事項。	(原則) 各研究室から各 1 施設から必要数	委員会規則 管理規則	2015.6.17, 9.15, 12.22, 2016.3.4 (メール審議)
図書委員会	購入図書の選定。他			-
広報委員会	Annual Review，分子研レターズ等の研究所出版物作成に関すること。研究所公式ホームページの管理運営。	関係研究者のうちから 7		-
ネットワーク委員会	情報ネットワークの維持，管理運営。	(原則) 各研究領域から各 1 施設から必要数		随時メール で対応
情報ネットワークセキュリティ委員会	分子研情報ネットワークセキュリティに関する必要な事項。	各研究領域教授各 1 各研究施設教授各 1 技術課長 分子研広報委員長 分子研ネットワーク委員長		随時メール で対応
知的財産委員会	研究所における知的財産の管理及び活用に関する事項。	研究教育職員(所長指名) 1， 研究領域及び研究施設の研究教育職員若干名，岡崎共通研究施設の研究教育職員若干名， 技術課長	委員会規則	2015.4.1, 6.15, 7.21, 9.29, 11.9, 12.24

利益相反委員会	研究所構成員の利益相反に関する事項。	所長，研究領域及び研究施設の研究教育職員若干名，岡崎共通研究施設の研究教育職員若干名，技術課長	委員会規則	-
大学院委員会	総合研究大学院大学の運営に関する諸事項，学生に関する諸事項等の調査審議を行い，その結果を大学院専攻委員会に提案し，その審議に委ねる。	(原則) 各研究主幹，大学院委員長，正副専攻長及び正副研究科長		2015.4.7, 6.5, 7.3, 9.4, 10.2, 11.6, 12.7, 2016.1.7, 2.5, 3.4
特別共同利用研究員受入審査委員会	他大学大学院からの学生の受入れ及び修了認定等に関する諸事項の調査，審議を行う。	各研究主幹及び各研究領域の教授又は准教授 1 名	委員会要領	随時持ち回り審議

設置根拠の欄 分子科学研究所で定めた規則，略式で記載。記載なきは規定文なし。
表以外に，分子研コロキウム係，自衛消防隊組織がある。

(2) 岡崎 3 機関の各種委員会等

会議の名称	設置の目的・審議事項	分子研からの委員	設置根拠等	実施日
岡崎 3 機関所長会議	研究所相互に関連のある管理運営上の重要事項について審議するとともに円滑な協力関係を図る。	所長	所長会議運営規則	2015.4.21, 5.19, 6.16, 7.22, 9.15, 10.20, 11.17, 12.15, 2016. 1.15, 2.16, 3.15
岡崎 3 機関職員福利厚生委員会	職員レクリエーションに関する事項及び職員会館の運営に関すること。他	研究教育職員 1 技術職員 1	委員会規則	2015.7.7
岡崎情報ネットワーク管理運営委員会	岡崎情報ネットワークの管理運営に関する必要事項。	研究総主幹，教授 1 計算科学研究センター長 責任担当所長 岡崎情報ネットワーク管理室次長(教授)	委員会規則	2016.3.7
岡崎情報ネットワーク管理運営専門委員会	岡崎情報ネットワークの日常の管理。将来における岡崎情報ネットワークの整備，運用等について調査研究。	次長(技術担当) 教授 1 技術職員 3 室長が必要と認められた者 1	委員会規則	2015.4.22~28 (メール審議) 6.1, 7.28, 10.2, 11.9, 2016.1.7
岡崎共同利用研究者宿泊施設委員会	宿泊施設(ロジ)の運営方針・運営費に関すること。	担当責任所長 教授 1	委員会規則	2015.7.13, 2016.1.28
岡崎コンファレンスセンター運営委員会	センターの管理運営に関し必要な事項。	担当責任所長 教授 1	センター規則	2016.2.5
岡崎情報図書館運営委員会	情報図書館の運営に関する重要事項。	館長，教授 1 准教授 1	委員会規則	2016.3.29
岡崎 3 機関安全衛生委員会	岡崎 3 機関の安全衛生に関し必要な事項について審議する。	安全衛生統括代表者 1 安全衛生管理者 2 職員 2	委員会規則	2015.4.21, 5.19, 6.16, 7.21, 8.17, 9.7, 10.20, 11.17, 12.15, 2016.1.19, 2.16, 3.15

防火防災対策委員会	防火防災管理に関する内部規定の制定改廃，防火防災施設及び設備の改善強化。防火防災教育訓練の実施計画。防火思想の普及及び高揚。他	所長，教授 1 防火防災管理者（技術課長） 高圧ガス保安員統括者	委員会規則	2015.9.4, 10.20
岡崎 3 機関 動物実験委員会	動物実験に関する指導及び監督。実験計画の審査。他	研究教育職員 2 技術課長	委員会規則	2015.4.30, 7.8
岡崎統合バイオサイエンスセンター運営委員会	センターの管理運営に関する重要事項を審議するため。	教授又は准教授 2	委員会規則	2016.2.10
計算科学研究センター運営委員会	センターの管理運営に関する重要事項を審議するため。	教授又は准教授 2	委員会規則	2016.3.11
動物実験センター運営委員会	センターの管理運営に関する重要事項を審議するため。	教授又は准教授 2	委員会規則	2015.6.30
アイソトープ実験センター運営委員会	センターの管理運営に関する重要事項を審議するため。	教授又は准教授 2 技術課長	委員会規則	2015.7.13
ハラスメント防止委員会	セクシュアル・ハラスメントの防止並びにその苦情の申出及び相談に対応するため。	所長が指名する者 3	委員会等規則	2015.7.13, 9.9
岡崎 3 機関食堂運営委員会	食堂の運営に関する事項を審議。	教授 1 技術課長	委員会規則	-
アイソトープ実験センター明大寺地区実験施設放射線安全委員会	明大寺地区実験施設における放射線障害の防止に関し必要な事項を企画審議する。	研究教育職員 3 技術課長	センター明大寺地区実験施設放射線障害予防規則	-
アイソトープ実験センター山手地区実験施設放射線安全委員会	山手地区実験施設における放射線障害の防止に関し必要な事項を企画審議する。	研究教育職員 3 技術課長	センター山手地区実験施設放射線障害予防規則	-
岡崎山手地区連絡協議会	岡崎山手地区における建物の円滑な管理及び環境整備等を協議する。	教授 3 技術課長	協議会規則	2015.5.14, 7.6, 9.9, 11.11, 2016.1.13, 3.9
施設整備委員会	岡崎 3 機関各地区の施設整備，エネルギー及び環境保全等に関する事項の立案を行い，所長会議に報告する。	研究総主幹 教授 1 計算科学研究センター長 技術課長	岡崎 3 機関施設整備委員会規則	2015.9.7, 12.11
岡崎情報公開委員会	「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」を円滑に実施するため。	所長又は研究総主幹 教授 1	委員会規則	-
生命倫理審査委員会	機構におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究を，倫理的配慮のもとに適正に推進するため。	教授又は准教授 2	委員会規則	2016.2.19
さくら保育園運営委員会	さくら保育園の運営に関する事項を審議する。	研究教育職員 1 技術職員 1	委員会規則	2015.9.18, 12.18, 2016.2.5

設置根拠の欄 岡崎 3 機関が定めた規則，略式で記載。記載なきは規定文なし。